

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

【河村晃子君登壇】

○河村晃子君 皆さん、こんにちは。福山市選出、日本共産党の河村晃子です。それでは、早速質問に入ります。

知事の政治姿勢について、平和問題と軍備拡大と平和憲法9条について質問します。

第2次高市政権が誕生しました。高市首相は、少しでも早く憲法改正の賛否を問う国民投票が行われる環境をつくると述べ、憲法改悪の姿勢をあらわにしています。しかし、多くの国民は憲法改正を望んでいるわけではありません。

日本共産党は、104年間、戦争は絶対に許さないと、一貫して平和を掲げてきた政党です。高市政権による強権政治と憲法改悪は許さず、平和、人権、暮らし、民主主義を擁護し発展させるために、これからも全力を尽くす決意です。

この間、自民・高市政権は、力の支配を公言するトランプ政権に付き従い、日米一体の戦争国家づくりを加速させています。安保3文書に基づく軍事費GDP比2%への引上げを前倒しで進め、この4年間で軍事費は毎年1兆円規模で増額。2025年度には補正予算を含めると、11兆円にも達しました。さらに、トランプ政権が求めるGDP比3.5%——21兆円へのさらなる引上げに進んで応じようとしています。大軍拡の予算確保は、国民への大増税、社会保障や教育予算の大幅削減、戦時国債のような大借金なしでは不可能です。東アジアの国々まで飛ぶ長射程ミサイルの配備、弾薬庫の増設など、他国に脅威を与える兵器を全国各地に配置する予定です。専守防衛を投げ捨てるもので、明らかに憲法9条に反します。また、武器輸出の全面的な解禁を狙っていますが、日本を死の商人国家にしてよいのでしょうか。

国同士のもめごとは話し合いで解決する東南アジア諸国連合——ASEANは、年間1,500回もの会合を開くなど、外交努力で東南アジアを平和と協力の共同体に変えました。平和憲法を持つ日本こそ、軍事同盟ではなく、徹底した話し合いの平和外交の立場を貫くべきです。さらに、高市政権は、国是としてきた非核三原則をも放棄しようとしています。これに対し、広島・長崎両県議会をはじめとする全国の県議会、市町村議会から非核三原則の堅持を求める国への意見書が可決されており、知事は昨年12月の定例記者会見において、人類史上初の原子爆弾による惨禍を経験した地として到底容認できないと述べられました。

そこで、国に対し、憲法9条の堅持とともに、アメリカ言いなりの軍備拡大ではなく、平和外交に徹すること、加えて非核三原則の堅持と核兵器禁止条約の批准を国に強く要望すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、日本製鉄瀬戸内製鉄所呉地区の跡地活用について伺います。

防衛省は、日鉄跡地の多機能な複合防衛拠点に攻撃型ドローンの製造整備も想定していますが、それは有事の際に真っ先に攻撃対象になり、広島県全体が危険にさらされます。今ならまだ間に合います。当該跡地の防衛拠点整備は撤回するよう国に要望することを求めますが、知事の御所見をお伺いします。

また、呉市の発展のため、経済波及効果が高い平和産業拠点として整備するよう、呉市と

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

連携しながら再検討することを求めますが、併せてお答えください。

次に、消費税減税について質問いたします。

消費税は、低所得者ほど負担率が大きくなる逆進性の強い最悪の不公平税制です。物価高騰により節約も限界など、消費税減税を望む声があふれています。

高市首相は、2年限定の食料品消費税ゼロについて、国民会議での協議を経て夏前には中間取りまとめを行うと述べました。しかし、食料品のみの減税効果は年間6万円にしかありません。日本共産党は、1世帯平均、年12万円の減税効果となる消費税一律5%減税を財源論と共に提案しています。アベノミクスからの12年間で大企業の純利益は3.5倍、株主配当は2.8倍など、大株主の資産は膨れ上がっています。また、大企業の内部留保金は561兆円へと、200兆円も積み上げられるなど、富が一極に集中しています。

今、世界では、タックス・ザ・リッチ——富める者に課税を、の声広がっています。年間所得が1億円を超えると税率が下がる1億円の壁の見直しなど、大企業や富裕層への優遇税制を改め、減らしてしまった法人税や所得税の税収を元に戻すことで、一律5%減税に必要な15兆円の財源が確保できます。

そこで、お伺いします。不公平で県民生活を脅かす消費税について、どのように認識されているのでしょうか。

また、暮らしと地域経済を守るため、一律5%減税を国に要望することを求めます。併せてお答えください。

次に、インボイス制度について質問いたします。

インボイス制度を考えるフリーランスの会の全国実態調査によると、インボイス登録事業者の約4割が消費税などの支払いを所得や貯蓄から捻出し、1割が借金して支払ったことが分かりました。このようにインボイス制度は多くの事業者を苦しめています。

納税負担を軽減するために設けられた8割控除、2割特例の軽減措置は今年9月末で終了しますが、事業者の強い反対を受け、政府・与党は2028年9月末まで延長する法案を通常国会に提出する予定です。しかし、これまでの2割特例は3割特例へ、8割控除は7割、5割、3割控除へと段階的に軽減幅を縮めています。この対応に多くの小規模事業者から、インボイスの負担を分かっているのかと怒りが広がっています。

そこで、インボイス制度による事業者への影響をどのように認識されているのか、お答えください。

また、インボイスの廃止とともに、せめて8割控除、2割特例の現在の軽減措置を延長することを国に要望するべきと考えますが、併せて御所見をお示しください。

次に、中小事業者への賃上げ補助について質問します。

東京商工リサーチの調査によると、2025年の1年間に広島県内で倒産した負債額1,000万円以上の企業件数は171件、休廃業、解散の件数は1029件で、前年より幾らか減少したとはいえ、全国では物価高倒産は3年連続で増加し、2022年以降最多となるなど、中小企業は変わらず困

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

難に直面しています。

賃上げは重要な取組ですが、中小企業・小規模事業者には大きな負担です。これまでに、岩手、群馬など複数の県が県独自で賃上げの直接補助を実施しています。国の重点支援地方交付金の推奨事業メニューには賃上げを行う事業者への補助が紹介されており、国も自治体による賃上げの直接支援を認めています。

群馬県では、従業員の賃金を5%以上、小規模な事業者は3%以上に引き上げた場合に、従業員1人当たり5万円、上限40人を支援します。さらに、県内の3市3町が県制度に上乘せしています。このように、地域経済と雇用を守る中小企業への賃上げの直接支援を行うことは、県の大切な役目ではないでしょうか。

本県の賃上げ施策である広島県賃上げ環境整備支援事業補助金は、国の業務改善助成金を受けた事業者への上乗せ支援であり、物価高騰を価格に転嫁することが十分にできていない小規模事業者にとっては、要件となる設備投資ができません。呉市では、国の重点支援交付金を活用し、市内事業者への賃上げ助成を検討しているそうです。本県が県内市町と連携しながら、賃上げの直接支援を行えば、中小企業への力強い後押しになると考えます。

そこでまず、現状の中小企業への賃上げ支援制度で、どれぐらいの賃上げ効果を見込んでいるのか、お伺いします。

また、本県においても、賃上げの直接支援を改めて求めますが、御所見をお示しください。次に、国民健康保険についてお尋ねします。

当制度は、2018年度から都道府県単位化されましたが、本県では全国で19県しかない統一保険料を目指し、年々保険料を引き上げています。2025年度において、全国で国保料を引き上げた自治体は3割にとどまりましたが、本県は全ての市町が引き上げました。県内で一番高い江田島市は年収400万円、4人世帯では50万7,000円で、全国の1,736市区町村中で63番目に高く、前年より順位を17位も上げています。一番安いのは東京都御蔵島村で15万8,000円です。このように負担を負わせないように、広島県も最大限努力するべきではないでしょうか。

広島県内のある自営業者の方は、年収が600万円で所得にすると281万円、国保やインボイスなど税を支払うと、手元に残るのは167万円しかなく、生活保護基準以下だ、しかも、国保の法定減免の対象にもならないと嘆いておられます。県内で国保料を滞納している世帯が2025年6月現在は3万5,889世帯、国保加入世帯の1割にも達しています。昨年、広島県民主商工会が国保料の引下げを求める3,769人分の署名を提出されていますが、国保料の引下げは県民の切実な願いです。

憲法が掲げる医療を受ける権利を保障するためにも、国に対して国庫負担を引き上げること及び2026年度開始の子ども・子育て支援納付金の国保料上乗せ徴収はやめるよう要望すべきと考えますが、御所見をお伺いします。

また、県として、国保料の統一化をやめ、各市町の保険料の引下げ措置の存続を認め、県の剰余金や一般会計からの法定外繰入れも行い、保険料を1世帯1万円引き下げを求め

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

ます。併せてお答えください。

次に、子供医療費助成制度についてお尋ねします。

本県は、2004年10月から同制度の対象を就学前に引き上げて以降、22年間も据え置いたままです。しかも、2025年度から広島市への負担割合を5割から4割に下げ、県負担を1億2,000万円も減らしました。県内では、既に19市町が高校卒業まで対象を拡大し、残りの4市町が高校卒業までに拡充される見通しです。また、他県では、入院12都県、通院11都県が高校卒業までを対象にしています。本県の就学前まで、一部負担金も所得制限もあるというのは全国最下位レベルです。

県として、入通院ともに中学生までにした場合の所要額は33億円、県予算の僅か0.3%にすぎません。広島県の財政力は全国14位で、その気になればできるはずです。県が拡充すれば、市町はその分を他の子供施策の充実に使え、そして、県の課題である人口流出の歯止めにもなり得ます。多くの子育て世帯が当制度の拡充を強く望んでおり、県として早急に対応するよう求めます。御所見をお示しください。

次に、米軍川上弾薬庫周辺のPFAS汚染問題について質問します。

2023年12月に広島県内で初めてPFASが検出された東広島市は、その後から河川や井戸水のモニタリング調査を継続しています。PFAS問題を考える東広島市民の会は、訓練に泡消火薬剤を使用したとされる米軍川上弾薬庫ヘリポート付近のため池の水を自主検査し、その結果、目標値の約38倍に当たる1,924ナノグラムが確認されました。この事実は、一層、発生源が米軍基地内にあることを裏づけるものです。長年、井戸水を飲用してきた住民は、血中濃度が幾らあるのか確認したいと、血中濃度検査を東広島市に何度も要望されていますが、市は国の基準がないからと受け入れようとしません。たまりかねて、13名が自費で血中濃度検査をしました。そのうちの1人は、1ミリリットル当たり2,350ナノグラムと、米国の指標とされる20ナノグラムの117倍、その他の人も2,342ナノグラム、1,356ナノグラムという高い値が判明したことが先日テレビ報道され、住民に衝撃が走りました。

岡山県吉備中央町では、全国初の公費による血中濃度検査を実施し、希望者には定期的な検査も行い、2歳から18歳未満の希望者には毎年、検査する方針です。

水源などがPFASに汚染されたアメリカのニューハンプシャー州の地域では、生後1年以内に死亡する乳児の割合が他地域の3倍、早産や子供の低体重児も多かったと、アリゾナ大学の調査チームが発表しています。PFASと人体への影響を調べる疫学調査は、重要な取組と考えます。

そこで、お聞きします。川上弾薬庫のヘリポート近くのため池から高濃度のPFASが確認されていること、住民の血中濃度検査で高い値が出ていることをどう受け止めているのか、お答えください。

また、県は発生源の特定のために、米軍に対し、米軍基地内の立入調査を認めるよう要望すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

加えて、当面、県も東広島市と連携しながら、希望する周辺住民の公費による血中濃度検査を行うことを求めます。知事の御所見をお伺いします。

次に、三原市本郷の安定型最終処分場の問題について伺います。

2020年7月15日に、住民が県を相手に提訴した同処分場の設置許可の取消しを求める行政裁判の控訴審は、5月14日に判決が言い渡される予定です。

広島県の今後の埋立て可能容量は全国一多く、各地から産廃が集積しており、県民からは、県の産廃行政は業者に甘いという厳しい声が上がっています。この間、同処分場の浸透水や地下水から鉛などが相次いで検出され、処分場を運営するJAB協同組合は、県から4回もの行政指導を受けています。処分場の下流の日名内川は、異臭、泡、水の濁りなど水質が悪化し、井戸水の使用や稲作を断念するなど、住民に深刻な影響を与えています。川の水が瞬く間に汚れてしまった。次の世代にあの美しかった里山、日名内を取り戻すまで、私たちは諦めませんと、住民は命の水を守るために運動を続けています。

広島県は、設置許可における地下水や水質の調査、審査、判断に、看過しがたい過誤、欠落があると判断した1審判決の結果を真摯に受け止めるべきです。

産廃事業者は、昨年9月4日に調査した地下水から環境基準値の2.6倍の鉛が検出されたことをホームページに公表し、その後の県の検査でも同様の値だったと住民から伺っています。しかし、浸透水から検出されていない、処分場開業前にも高い値だったことを理由に、原因は処分場ではなく自然由来とし、県は事業者への指導も対策も行っていない。仮に、自然由来だったとしても、周辺の河川や井戸水への影響がないとは言えません。鉛は体内に取り込むと、神経障害、貧血、腎障害、小児の知能発達への悪影響を引き起こす有害物質です。原因究明と対策が必要ではないでしょうか。

そこで、お伺いします。第1に、明らかな環境基準値超えにもかかわらず、鉛の検出について、県議会にも県民にも事実を公表しないのはなぜでしょうか。

第2に、県は鉛について、自然由来と結論づけています。しかし、科学的な根拠はなく、住民は不信を募らせています。住民の不安を払拭するためにも、自然由来か人為由来かを検証できる鉛同位体比分析を今からでも行うべきと考えますが、お答えください。

第3に、処分場の開業前の2017年に地下水から環境基準値の4.7倍、開業直前の2022年9月には10倍を超える鉛が検出されています。処分場の設置許可要件に水質基準が含まれていないとはいえ、高い濃度で鉛が検出される場所に安定型処分場を認めた県の判断は間違いだったと考えますが、併せて知事の御所見をお伺いします。

以上3点、処分場の設置許可権限者としての責任ある答弁を求めます。

次に、神辺水呑線について質問します。

広島県は、一般国道2号等の慢性的な渋滞を解消することを理由に、県が管轄する福山市東部の南北に結ぶ幹線道路を神辺水呑線として高架道路にする計画です。全体事業費は260億円、2026年度は調査費として4,200万円を予算計上しています。既存の幹線道路は、交通量も

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

多くにぎやかなエリアです。県の計画では、この幹線道路の明神町2丁目から曙町1丁目までの約2キロメートル区間を福山道路にもつながる連続立体交差の高架道路として整備する予定です。しかし、沿線には、商業施設やマンションが立ち並び、高架道路の整備は地域に大きな影響を及ぼします。

今後、2035年までに、全国のマイカーの保有台数が約1割減少すると言われていています。免許取得者も減少傾向であり、将来的には渋滞が軽減することも想定されます。そして、何よりも地球温暖化対策として、大型道路整備の車依存社会を見直すことが重要です。完成時期が不透明な神辺水呑線の整備より、右左折レーンなど既存道路の改良やノーマイカー運動の充実などに取り組むことが重要です。

そこで、質問します。第1に、神辺水呑線の高架道路を設置するため、橋脚や側道を整備します。そのため、多くの商業施設などの立ち退きが必要になりますが、現段階で分かる立ち退き件数をお答えください。

第2に、25年前、神辺水呑線の都市計画変更をする際に騒音、振動、大気汚染などの環境影響評価を行っていますが、現在、PM2.5や地球温暖化など、環境負荷は高まっています。付近には一ツ橋中学校、手城小学校もあり、生徒の健康への影響も懸念されます。再度、環境影響評価を行うことを求めます。

第3に、神辺水呑線が接続する福山道路の残り13.2キロメートル区間は、多くの民家を移転させる必要があります。完成時期は見通せません。仮に、神辺水呑線のみが完成した際、どのぐらい渋滞が解消する見通しなのか、お答えください。

次に、公益通報制度について質問いたします。

新聞報道によると、2021年度の県の西部建設事務所管内の呉市中畑川の災害復旧工事で作業場を確保するため、地権者と協議したかのような、うその協議録を作成し、国から国庫負担金を受け取っていました。虚偽文書に押印した職員通報者は、職場で虚偽の公文書が作成され、その際、職場の人から押印を強要されたと、2021年11月に公益通報制度の通報窓口である県の人事課に通報しました。

ところが、人事課は事実を認識しながら、事実の有無が確認できなかったとの結果を通報者に通知。結果に納得しなかった通報者は、次は警察に通報、マスコミ報道や県議会での追及も受けて、県は外部弁護士に再調査を依頼しました。2025年11月の調査結果では、1、虚偽文書が事実であると確認した時点で、直ちに知事に報告しなかった人事課の対応は妥当ではない、2、調査員、補佐役に指名されていない土木建築局の管理職員が聞き取り調査をしたことは適切ではなかったなどを指摘しています。

職員からの公益通報に関する要綱第6条には、調査員について、当該通報対象事実に関係する職員を指名することはできないとしています。新聞では、管理職である支所長を調査員に指名したとの報道もありましたが、仮にそれが事実であれば、県人事課の対応は、通報者の保護という公益通報者保護法の趣旨や要綱にも反するもので、公文書の偽造の事実のもみ消しを

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

図ったと言われても仕方ありません。

そこで、要綱どおり行われなかった人事課の一連の対応の受け止めと、公益通報者保護法の趣旨に沿って、どこが不適切な対応だったと考えているのか、また、今後の再発防止策について、併せてお答えください。

次に、虚偽公文書作成問題について伺います。

県の西部建設事務所の呉支所だけではなく、東広島支所、廿日市支所でも同様のうその協議録が作成されていたことが明らかになっています。2018年度以降、災害復旧事業に係る設計変更協議のうち、地元調整等の協議録が添付された件数は80件あり、このうち呉支所だけで、既に20件の虚偽の協議録作成が確認されています。現在、副知事をチームリーダーとし、総務局と土木建築局職員で構成する調査チームが事実を確認中です。この問題は、県行政に対する国や県民からの信頼を大きく失墜させました。

ある建設事務所の支所長が、本庁は一個一個の中身まで聞かない、東京に対して筋が通った文章なら何も言わないと、虚偽文書の作成を容認するかのようには話している音声データが報道されました。この音声データの事実確認はされたのでしょうか、お答えください。これが事実なら、支所長も関わっていたことは明らかです。

土木建築局内での確定した虚偽公文書作成が、いつから、なぜ行われるようになったのか、また、幾ら国庫負担金を国から受け取っていたのか、お答えください。

加えて、虚偽文書の作成や押印した職員の責任だけでなく、組織的な問題として、責任の所在を明らかにすることを求めます。御所見をお伺いします。

最後に、県立高校の統廃合問題について質問いたします。

県教育委員会は、2月16日、呉市と尾道市の合計4校の統廃合を保留にした上で、18校を7校とする新たな県立高校の再編計画を示しました。その内容は、私学の授業料無償化と人口減少などを理由に、都市部の県立高校のうち、2033年度時点で1学年4学級を下回ることが見込まれる学校を統廃合の対象校としています。進学先が減ることは子育て世帯の転出のきっかけになる、中山間地域と都市部で再編基準が異なり、整合性が取れないと、我が党にも怒りの声が寄せられています。

県教委は、再編の要因に生徒数の減少を挙げています。しかし、県が叡智学園で1クラス20人程度の少人数教育を実践している主体的な学びを生かすのであれば、他の公立高校も統廃合はせず、少人数学級で実施するべきです。

福山市では5つの定時制、通信制などの高校を1つに集約する計画です。とりわけ、本県は中学生の不登校生徒数が23年度に過去最高を記録しました。だからこそ、公立高校は、不登校や経済的困難など、多様な事情を持つ生徒が通いやすい学校として各地域に存在することが求められているのではないのでしょうか。

子供の学習権を保障するべき県として、生徒、保護者、地域の合意なく強引な統廃合はするべきではありません。県教委は、県立高等学校教育の目指す姿は、地域や広島、日本の成

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

長・発展を担うことのできる人材や世界を舞台に活躍できる人材、多様な人材を育成としています。しかし、学校教育に求められることは、教育基本法にある人格の完成です。誰もが安心して自分の進路や勉学に向き合える居場所や子供の権利の保障の場でなければなりません。

そこで、お伺いします。第1に、諸外国では既に1クラス20から30人程度です。本県も統廃合ではなく、正規教員を増やし、35人以下学級で行き届いた教育を実践するべきと考えますが、お答えください。

第2に、子どもの権利条約が規定する子供の最善の利益と今回の再編・統廃合計画は理念的に合致するのでしょうか。子供の意見表明権を保障するためにも、当事者である生徒の意見を十分に聞き取ることなく統廃合を決してしてはなりません。生徒、保護者、地域の中学生を含む地域の意見はいつ、どのように聞き、生徒の意見表明権をどのように保障するのか、お答えください。

第3に、1か月間のパブリックコメントを行い、4月には計画を決定するとのことですが、学校の統廃合のみならず、学科の改編まで行うのに、ごく僅かな期間で決定するのはあまりにも乱暴なやり方です。もっと十分な期間をかけて議論するべきだと考えますが、併せて御所見をお伺いします。

以上で、質問は終わります。御清聴いただき、ありがとうございました。（拍手）

○副議長（山下智之君） 当局の答弁を求めます。知事横田美香君。

【知事横田美香君登壇】

○知事（横田美香君） まず、平和に関する取組についてお答えいたします。

憲法第9条は、憲法の基本原則の一つである平和主義を具体化したものであり、平和国家としての我が国の在り方の根幹に関わるものと認識しております。また、我が国の自衛力は、憲法第9条の下で平和主義にのっとり、国民による議論、国民の代表による国会での議論を経て決定されてきており、外交においても平和主義に基づき、展開されてきたと承知しております。

外交、防衛につきましては、国の専管事項ではありますが、憲法第9条の理念は、核兵器のない平和な世界の実現を希求する広島県民の願いにも通じるものであり、その実現に向けまして、平和主義の原則を今後とも堅持していただきたいと思います。

また、国是である非核三原則は、人類最初の被爆地の知事として絶対に堅持すべきものであると考えております。県では、これまで国への施策提案や長崎県知事との共同の提案などにおいて、非核三原則の堅持や、被爆国としての積極的なリーダーシップの発揮などを求め、核兵器廃絶へ向けた強いコミットメントを示すよう働きかけてまいりました。

引き続き、国には被爆地の思いをしっかりと受け止めていただき、核兵器使用のリスクを防ぐ唯一の方法は廃絶しかないという認識の下、国是である非核三原則を堅持するとともに、外交の力で核抑止から脱却していくことに全力を尽くしていただくよう、粘り強く訴えてまいります。

また、核兵器禁止条約は、核兵器のない平和な世界の実現に向けた有効な手段の一つであ

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

ると考えております。県としては、これまでも国に対し、核兵器禁止条約への早期の署名、批准、少なくとも締約国会議へのオブザーバー参加を繰り返し要請してきたところではありますが、これまでオブザーバー参加が見送られていることは残念であります。

引き続き、国に対し、核兵器禁止条約への早期の署名、批准、締約国会議などへのオブザーバー参加を含め、核軍縮の議論の進展に貢献いただくよう、施策提案をはじめ、様々な機会を捉えて粘り強く働きかけてまいります。

次に、日本製鉄瀬戸内製鉄所呉地区の跡地活用についてでございます。

日本製鉄瀬戸内製鉄所呉地区跡地の利活用につきましては、一義的には土地所有者である日本製鉄や、日本製鉄と売買契約締結に向けた基本的事項の合意を行った防衛省が決定するものと考えております。しかしながら、跡地の利活用は、地域経済に大きな影響を与えるものであることから、多機能な複合防衛拠点整備案に係る民間企業誘致エリアに、経済波及効果が期待できる企業を誘致することなど、将来の地域活性化につながる利活用となるよう、呉市と連携し、日本製鉄や防衛省に対して要望してまいりました。

これまで公表されてきた防衛省の整備案につきましては、隊員を含む新たな雇用創出が期待できること、民間企業誘致エリアが20ヘクタール確保されること、スタートアップも入居できる研究関連施設の整備が予定されていること、装備品などの維持整備、製造基盤の機能に関し、地域の中小企業等への好影響が期待できることなど、地域経済の活性化に一定程度つながるものと考えております。こうしたことに加えて、地元である呉市が賛成していることから、本県といたしましては、呉市の意見を尊重したいと考えております。

今後も呉市と連携し、地域経済の活性化につながり、地域住民の皆様にとって、将来に希望が持てる跡地の利活用となるよう、防衛省と意見交換を続けてまいります。

次に、米軍川上弾薬庫周辺のPFOS汚染問題についてでございます。

米軍川上弾薬庫周辺のため池を含む河川や水路、地下水等から目標値を超過するPFOS等が検出されたことに加え、今回新たに住民の血中濃度検査で高い値が確認されたとの報道があったことにつきましては、本県といたしましても高い関心を持っております。

これまで、令和5年12月に目標値の超過が判明して以降、国が令和6年11月に示したPFOS及びPFOAに関する対応の手引きに従い、県と東広島市が連携し、地下水濃度が目標値を超過した地域の世帯等を対象に飲用利用の防止を徹底するため、飲料水の配付や上水道への接続の支援、周辺住民の健康診断などを実施するとともに、河川地下水等の継続的な水質の監視を行うことにより、地域住民の皆様の安全の確保に努めているところでございます。

また、県はこれまで様々な機会を捉えまして、市との連名で国に対して、米軍が川上弾薬庫に関する情報を公表し、必要な対応を取るよう求めることなどを要望してきており、本年1月にも、国に対し、米軍による川上弾薬庫敷地内の水質及び土壌の環境調査の実施等について、改めて要望したところでございます。

県といたしましては、川上弾薬庫に関するPFOS等への対応については、米軍自らが自

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

主的な調査により把握、公表すべきものと考えており、米軍によるPFOS等を含む泡消火薬剤の使用履歴の詳細調査や、土壌や水質の環境調査等が実施されるよう、引き続き、東広島市と連携し、国に強く求めてまいります。

また、血中濃度検査の実施につきましては、国の手引において、現時点での知見では、どの程度の血中濃度で、どのような健康影響が個人に生じるか明らかになっておらず、血液検査のみをもって健康影響を把握することは困難であるとされているところであり、国においては、国内外の知見の収集などをさらに推進することとしています。

このため、県といたしましては、国の動向などを踏まえながら、血中濃度検査の在り方について慎重に検討してまいります。今後とも地域住民の皆様の安全・安心のため、引き続き、市と連携した河川、地下水等の継続的な水質の監視や、健康影響等に関する市への適切な情報提供、米軍による調査や対応に関する国への要望等の必要な対応を進めてまいります。

次に、三原市本郷の安定型最終処分場についてでございます。

三原市本郷における産業廃棄物最終処分場に関しましては、周辺の地下水や下流の日名内川の水質について、地域住民の皆様の感じておられる不安を払拭していくことが、何よりも重要であると受け止めております。

このため、県においては、昨年4月に当該処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立て処分の再開を認めて以降、浸透水及び地下水の行政検査や日名内川の水質調査の頻度を高めるなど、監視を強化しており、その結果につきましては、地域住民の代表者の方々に直接情報提供するとともに、住民不安を払拭していくため、関係市とも情報共有や意見交換を行うなどの連携を図っております。こうした中、昨年11月に県が実施した行政検査において、処分場の地下水から鉛が環境基準値を超えて検出された結果につきましても、同様に地域住民や関係市に報告しております。また、処分場下流の井戸における三原市の調査においては、鉛は検出されておらず、健康への影響が懸念される状況にないことを確認しております。

次に、地下水から検出された鉛を自然由来と結論づけたことについては、一般的に鉛は人為的な汚染のない土壌や地下水にも存在しており、当該処分場の地下水の鉛についても、何に由来しているのかを慎重に判断したものでございます。

具体的には、処分場周辺に鉛の発生源となる可能性のある工場や事業場が立地していないこと、廃棄物の受入れ開始前に実施した水質検査においても鉛が検出されていること、受入れ廃棄物には鉛が含まれていないことが条件になっていることに加え、廃棄物の受入れ開始後に廃棄物層を通過した浸透水からは、廃棄物を原因とする鉛は検出されていないことなどから、専門家の意見も踏まえ、自然由来によるものと判断しております。

御指摘の鉛同位体比分析による汚染源の検証については、汚染源を特定するための手法として確立しておらず、また、今説明しました状況などを踏まえると、分析は必要ないものと考えております。

また、産業廃棄物最終処分場の設置許可につきましては、法定受託事務として、国が定め

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

る許可要件に適合する場合には、必ず許可をしなければならないとされており、かつ、その許可要件に設置場所の地下水の水質基準は含まれておらず、当該処分場につきましても、法に基づき厳正な審査を行い、許可基準に適合していると判断して許可したものでございます。

今後とも、本件処分場に係る地域住民の皆様の御懸念を重く受け止め、廃棄物処理法に基づく監視指導を徹底した上で、三原市とも連携した日名内川の調査の継続や必要な情報の提供などにより、不安の軽減や解消に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、担当説明員より答弁させていただきます。

○副議長（山下智之君） 総務局長杉山亮一君。

【総務局長杉山亮一君登壇】

○総務局長（杉山亮一君） 私から、2点についてお答えいたします。

まず、消費税減税についてお答えいたします。

消費税における5%から10%への引上げ分につきましては、全額社会保障財源に充てることとされており、急速に進展する少子高齢化に伴う社会保障費の増大への対応に必要な財源とされているものでございます。

また、消費税の減税による地方消費税の減収は、地方財政に大きな支障を生じさせる懸念があることから、消費税の在り方については、財源の確保を含め、国において議論されるものと考えております。

次に、公益通報制度についてお答えいたします。

当初の公益通報調査において、妥当とは言えない事実認定がされたことは、公益通報制度が正しく運用されなかったということであり、これは公益通報制度の趣旨を損なうもので、大変重く受け止めているところでございます。

また、当初の公益通報調査では、調査の過程で補佐役、調査員に指名されていない職員が調査に関与していたこと、通報事実の存在を判断できたにもかかわらず、懲戒処分の検討のために調査を継続したことなど、一部調査が適切に行われなかったものと認識しております。

再発防止策につきましては、公益通報制度の運用体制の見直しについて、通報者の保護が図られるとともに、適正な調査により、正しい事実認定を行うことが可能となり、公益通報制度の実効性が担保されるよう、公益通報制度の趣旨や今回の第三者の調査報告書の指摘等も踏まえ、検討を進めているところでございます。

具体的には、当初調査で妥当とは言えない事実認定がされたことについて、第三者の調査報告書で、本件公益通報に関する事実認定の判断と懲戒処分に関する事実認定の判断を混同したものと推測されると指摘されたことなどを踏まえ、公益通報と懲戒処分の担当を分けることや、これまでも必要に応じて受けていた第三者からの助言を受ける仕組みをつくるなど、適切な事実認定ができるよう、公益通報の運用スキーム全体について速やかに整理してまいります。

○副議長（山下智之君） 商工労働局長梅田泰生君。

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

【商工労働局長梅田泰生君登壇】

○商工労働局長（梅田泰生君） 私からは、2つの質問にお答えいたします。

まず、インボイス制度についてでございます。

インボイス制度につきましては、消費税の複数税率の下で適正な課税を確保する観点から、国により導入が決定されたものであり、その在り方につきましては、国において議論されるものと考えております。

一方で、制度導入から2年余りが経過したところでございますが、経済団体を通じて、インボイス発行事業者となったことで、厳しい経営状況に置かれていることや、制度に対応するための事務負担が増加していることなどの意見があることを承知しているところでございます。こうした中、国におきましては、デジタル化・AI導入補助金によるインボイス対応に係る事務負担の軽減などの取組や、中小小規模事業者の負担軽減を図る経過措置の期間延長等の見直しが進められているところでございます。

県といたしましては、制度の動向を注視しつつ、国に対し、経済団体等からの意見を踏まえ、円滑な制度の運用に向けて十分な周知と必要な支援を行うよう、引き続き、機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

次に、中小事業者への賃上げ補助についてお答えいたします。

県内中小企業の持続的な賃上げに向けましては、適切な価格転嫁の促進に加え、国の業務改善助成金を活用した事業者への県費上乘せ補助や、AI、IoT、ロボット化をはじめとする生産性向上に係る設備投資への助成など、賃上げの原資を生み出す基盤づくりを支援しているところでございます。

これらの施策による賃上げ効果につきましては、企業における業績や価格転嫁の状況に加え、経済環境の変動など、様々な要因が影響することから、定量的な効果を示すことは困難でございますが、令和5年度以降、約370件の業務改善助成金の上乗せ補助や、約200件の生産性向上等に係る設備投資への助成などを行ってきた中で、今年度県が実施したアンケート調査では、7割以上の県内企業から年度内に賃上げを実施するとの回答があり、こうした賃上げに向けた動きの広がり、本県のこれまでの取組が一定程度寄与しているものと考えております。

次に、賃上げ原資への直接支援についてでございますが、県といたしましては、持続的な賃上げを実現するためには、生産性の向上や経営改善につながる支援を推進していくことが重要だと考えております。

このため、引き続き、適切な価格転嫁の促進と、生産性向上による収益力の強化の両輪による取組を実施し、県内中小企業の持続的な賃上げの実現につなげてまいります。

○副議長（山下智之君） 健康福祉局長北原加奈子君。

【健康福祉局長北原加奈子君登壇】

○健康福祉局長（北原加奈子君） 私からは、2点回答申し上げます。

まず、国民健康保険についてでございます。

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

国民健康保険は、相互扶助の理念に基づく制度であり、小規模な保険者において、高額な医療費が発生した場合に保険料が変動し、財政運営が不安定になるという課題があったことから、平成30年度の制度改革により、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共に共同で運営することとされております。

本県におきましても、こうした経緯を踏まえ、安定的かつ健全な財政運営による持続可能な制度とするため、法定外繰入れはもとより、一時的に生じた剰余金を活用して、保険料を抑制することは適当でなく、また、被保険者の受益と負担の公平性の確保の観点から、同一の所得水準世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても同一の保険料となるよう、市町と連携して、保険料水準の完全統一を目指すこととされているところでございます。

新たに令和8年度から開始される子ども・子育て支援金制度に係る国民健康保険の対応につきましては、当該制度が少子化対策に関するものであることに鑑み、18歳までの子供について、均等割額の上乗せを全額免除することとされております。

また、従前から、国に知事会を通じて要望しておりました保険料負担の軽減につながる措置につきまして、このたび、国民健康保険の子供に係る均等割保険料の軽減措置に係る対象範囲が現在の未就学児のみから、令和9年度には、高校生年代に相当する18歳までの子供に拡大する方針に至ったと伺っております。

今後も、被保険者数の減少等による保険料負担の増加が見込まれることから、国庫負担額の負担率の引上げなどについて国に要望してまいります。

次に、子供医療費助成制度についてでございます。

子供の医療費助成制度につきましては、本来は国において、全国一律の制度として実施されるべきであると考えておりますが、本県におきましては、子育て支援施策の一つとして、早期受診による乳幼児の健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減という2つの観点から、病気にかかりやすく、受診頻度の高い就学前までを対象に市町に対する助成を実施しております。

一方で、県内の各市町におきましては、子育てや定住促進などの施策の一環として、地域の実情に応じ、対象年齢等を設定し、実施されているものと認識しております。

本県の乳幼児医療費助成制度の拡充につきましては、多額の財源が継続的に必要になるため、子供・子育て施策全体の中で、国、県、市町が担うべき役割なども踏まえつつ、安定的かつ持続可能な制度であること、福祉施策全体のバランスの中で、受益と負担の公平性が担保されていることといった観点から、慎重に検討する必要があるものと考えております。

○副議長（山下智之君） 土木建築局長藤田士郎君。

【土木建築局長藤田士郎君登壇】

○土木建築局長（藤田士郎君） 私からは、2つの御質問にお答えいたします。

まず、神辺水呑線についてでございます。

備後圏域のさらなる発展に向けまして、広域連携の強化や物流の効率化を図るためには、一般国道2号等の交通の円滑化に取り組む必要があり、福山道路や神辺水呑線などの幹線道路

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

の整備が重要であると認識しております。神辺水呑線の整備により支障となる建物等につきましては、今後、測量、調査、設計を進めていく中で確定させてまいります。

次に、環境影響評価につきましては、法律や条例により義務づけられたものではないため、現時点では再度実施する予定はございません。

また、神辺水呑線は福山道路と一体となって効果を発揮するものでございますが、仮に神辺水呑線のみを整備した場合におきましても、新設橋梁の整備に伴い車線が2車線増加し、交通容量が増大することにより南北方向の渋滞が大幅に改善されるものと考えております。

県といたしましては、国や福山市などと連携しながら、備後圏域の渋滞緩和に資する幹線道路の早期整備に取り組んでまいります。

次に虚偽文書作成問題についてでございます。複数の部局にまたがる内容でございますが、私から代表してお答え申し上げます。

本県の災害復旧事業に係る国との設計変更協議におきまして、虚偽の協議録の作成が行われたことにつきましては、県民の皆様の県行政に対する信頼を損なう重大な事態であると認識しており、改めて深くおわび申し上げます。

現在、事案解明のため、総務局、土木建築局合同の調査チームにおいて、1次調査を進めているところでございます。そのため、音声データの事実確認の有無、虚偽文書作成がいつから、なぜ行われるようになったのか、国庫負担金への影響などにつきまして、現時点ではお答えすることはできませんが、まずは、1次調査を速やかに完了させ、調査結果を明らかにしてまいりたいと考えております。

○副議長（山下智之君） 教育長篠田智志君。

【教育長篠田智志君登壇】

○教育長（篠田智志君） 県立高校統廃合問題についてお答えいたします。

まず、高等学校の学級規模の見直しにつきましては、本県の高等学校における学級編制は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律を基本として、1学級40人と定めており、1学級を35人以下とするためには多額の経費負担を伴うことから、国からの特段の措置なしに実施することは困難であり、引き続き、高校の35人以下学級につきまして、全国都道府県教育長協議会等を通じて、国に要望してまいりたいと考えております。

次に、地域の意見を聞く機会につきましては、今後、このたびの再編整備計画の素案について、御要望に応じて同窓会やPTA、学校を支えていただいている地域の方々など、学校の関係者に丁寧な説明を行い、御意見を伺うほか、現在、パブリックコメントを実施しており、中学生や高校生をはじめ、保護者の皆様にも、将来の高等学校の姿について、自分事として考えて御意見を頂きたいと考えております。

また、再編整備計画の策定予定につきましては、このたびの実施計画の基となる今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画の策定以降も、今後の県立高等学校の方向性等について御意見を伺ってきたところでございますが、基本計画の策定から2年となり、県立高等学校の教

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

育環境の整備を早急に推進していく必要があることから、計画の策定につきましては4月をめぐりに進めることとしております。

再編整備につきましては、将来の子供たちにとって、これからの社会を生き抜く力を育む魅力ある教育環境を整備していくため、関係の皆さんには丁寧に説明し、御理解を得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○河村晃子君 議長……。

○副議長（山下智之君） 再質問を許します。河村晃子君。

○河村晃子君 それでは、まず要望させていただきます。

平和問題ですけれども、核兵器廃絶を求める立場については、知事も先ほどおっしゃったように、引き続き強く国に求めていただきたいことですが、併せて呉の日鉄跡地の防衛拠点化の容認とは、やはり矛盾すると思うのです。戦争の行き着く先は核兵器の使用なのです。日鉄跡地の防衛拠点化、軍事産業での地域活性化を図ることは絶対に認めてはならないと思います。被爆県広島として軍拡は許さないと、9条を守れと、これを国に強く求めていただきたいということを改めて求めておきます。

それで質問に入りますが、まず本郷の産廃処分場についてです。

処分場の設置許可、先ほど法定受託事務のことをおっしゃいました。許可基準に合致したら、必ず許可しなければならないということになってはいますが、しかし、法定受託事務は、あくまでも技術的助言なのです。法的な拘束力はないわけです。自治体の裁量権は認められています。鉛が出やすい地域特性と環境に配慮した県の判断はできるということなのです。その認識があるのかお答えください。

この間ずっと国の基準、国の基準と言ってきましたけれども、国が決めた水質基準も、では厳格に守っているのかということなのです。鉛が出ても、県は科学的な調査はしない。結局汚染が繰り返されています。BODやCODもそうです。一方では国の決めたことは守る、もう一方の水質基準超えは態度が甘い。こういう態度は、矛盾した対応ではないかと思いますが、お答えください。

神辺水呑線です。

次年度の4,200万円の調査費の詳細、それから工事費、着工までのスケジュールをお答えください。この道路は、国が造る福山道路に接続しなければ、渋滞解消の効果はありません。事業化されていない福山道路の東川口町から千代田町の区間は、2年前の時点で建物が440棟も確認されているのです。本当に事業化できるのかと思うわけです。福山道路、神辺水呑線はいつ頃完成する見通しなのかお答えください。

それから、仮に神辺水呑線のみが完成したときには、2車線増えるので大幅な渋滞の緩和になるというようなことをおっしゃいましたが、その根拠を示してください。

それから、虚偽文書です。公益通報もです。

昨日、第三者の弁護士調査が1月23日に終了したと報じられました。それを受けての県の

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

調査結果はいつ頃明らかにすることになっているのか、お答えください。

公益通報ですが、詳細を語った職員だけが虚偽文書作成罪に問われることになってしまえば、今後、県職員は内部告発をためらうことになりかねません。公益通報制度の目的、通報者保護と不正を正す機能が果たせなくなる可能性があります、どのように認識されているのか、お答えください。

それから、高校統廃合です。

統廃合対象校のある先生は、1学年2学級で1クラス25人程度のクラスで一人一人に寄り添えるのだと、4学級以下の何が悪いと言われていました。4学級以下の学校は学力に支障を来しているのですか。そんな事例、根拠を県教委として把握されているのかお答えください。不登校ですとか、多様な生徒が安心して通える学校がいろいろな地域に存在して、学びの場を保障することができる、これが公教育の大切な役目だと思うのです。

どのように公教育の在り方を考えているのか、生徒の立場としてお答えいただきたいと思います。

なぜ、県はこんなに統廃合を急ぐのでしょうか。国が今出しているグランドデザイン、N-E. X. T. ハイスクール構想、これは国の方針に沿った3か年計画を県が作成して、国に提出して、これが認められれば、3年間分の60億円が交付されるということになっているようです。この国の財源確保のために、4月の決定を急いでいるのでしょうか。財源、お金のことなんでしょうか。私は、やはり生徒の学力の保障、それから地域に学校があることの意味、これをしっかり考えた上で、議論した上で検討していかなければならない問題だと思いますが、これは財源が1番の県教委が考えている目的なんでしょうか。お答えください。

○副議長（山下智之君） 当局の答弁を求めます。環境県民局長信夫秀紀君。

【環境県民局長信夫秀紀君登壇】

○環境県民局長（信夫秀紀君） 三原市本郷の安定型最終処分場に関しまして、再質問にお答え申し上げます。

まず、本件法定受託事務である産業廃棄物最終処分場の設置許可に関しましては、国から自治体に対して発出された手続におきまして、法の定める許可要件に適合する場合には必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお、都道府県知事に対して許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないことと法律の規定の趣旨が明確にされております。

加えて、本件処分場の設置許可に当たりましては、設置許可申請の内容について周知を行った上で、関係市から聴取した意見や地域住民といった利害関係者から提出された意見について、有識者に意見聴取するなどにより、周辺地域の生活環境の保全及び適正な配慮がなされたものであることを確認の上、法に基づき厳正に許可要件の審査を行い、許可基準に適合していると判断したものでございます。

次に、最終処分場の地下水の水質基準につきましては、廃棄物処理法において、維持管理

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

上の基準値が求められておらず、水質の悪化が認められ、かつその原因が当該最終処分場にあるもの限り、原因の調査、その他生活環境保全上必要な措置を講じることとされております。したがって、本件処分場の地下水から鉛が検出された原因につきましては、本件処分場によるものではなく、自然由来と考えておりますことから、法令違反には該当しないと認識しております。

一方で、地下水から環境基準を超過する鉛が検出されたこと自体への対応につきましては、自然由来による場合におきましても、周辺住民の健康を保護する観点から、三原市と情報共有するとともに、市が実施した処分場下流の井戸の調査において、鉛が検出されなかったことを公表し、健康への影響が懸念される状況にないことを確認するなど、市と十分に連携を図り、適切に対応しております。

○副議長（山下智之君） 土木建築局長藤田士郎君。

【土木建築局長藤田士郎君登壇】

○土木建築局長（藤田士郎君） 私からは、2つについてお答えいたします。

まず、1つ目の神辺水呑線についてでございます。

神辺水呑線に係る調査につきましては、令和8年度は、先ほど御答弁申し上げました2車線増加させる新設橋梁など、南北方向の改良に係る調査設計を進めてまいります。

また、神辺水呑線のスケジュールにつきましては、今後、地元調整や用地交渉などの結果により、事業スケジュール等が判明しますので、現時点で未定でございます。なお、福山道路につきましては、未事業化区間もありますので事業スケジュール等は示されておられません。

また、先ほど、神辺水呑線のみを整備による大幅な渋滞の削減ということに関する根拠ということで、お問い合わせいただきましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、現在の南北方向の状況から2車線追加されることとなりますので、その効果を認識しまして、大幅な渋滞が減少されるものと考えているところでございます。いずれにいたしましても、国や福山市と連携しながら、備後圏域の渋滞緩和に資する幹線道路の早期整備に取り組んでまいります。

次に、虚偽文書作成の調査結果につきまして、いつ明らかにするのかということについてお答えいたします。こちらも複数の部局にまたがる答弁でございますが、私から代表させていただきます。

災害復旧事業に係る国との設計変更協議におきまして、虚偽の協議録の作成が行われていたことにつきましては、現在、事実解明のため、1次調査を進めているところでございます。現時点では、いつまでにお答えすることはできませんが、速やかに1次調査を完了させ、調査結果を明らかにしてまいりたいと考えております。

○副議長（山下智之君） 総務局長杉山亮一君。

【総務局長杉山亮一君登壇】

○総務局長（杉山亮一君） 先ほどの公益通報制度についての再質問についてお答えいたします。

県といたしましては、通報者保護の観点から、通報者の推定につながるおそれがある情報

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

は明らかにしていないところがございます。本件公益通報事案において、誰が法律違反に該当するかについては、第三者である弁護士の調査も踏まえ、県として認定しておりますが、処分等につきましては、通報した事実も含め、事案の経緯や背景事情などを踏まえて適切に対応することになるものと考えております。公益通報制度の運用に当たりましては、引き続き、通報者が通報をためらうことがないよう、通報者保護に留意するとともに、適切な認定を行うことで、公益通報制度の目的が果たせるよう取り組んでまいります。

○副議長（山下智之君） 教育長篠田智志君。

【教育長篠田智志君登壇】

○教育長（篠田智志君） 県立高校の再編につきまして、学校の規模について、まずお答えいたします。

小規模校でありましても、丁寧な指導によって成果を上げている学校もあることは承知しておりますが、学校規模が縮小しますと、生徒の多様な進路希望に対応できる科目選択の幅などが限られることとなります。例えば、4学級規模から3学級規模になりますと、教諭等の定数が6人から7人減少し、理科や技術などの教科において、多様な選択科目の開設が難しくなり、生徒の進路希望や、興味・関心に応じた科目を選択できる環境が整えにくくなることや、部活動におきましても、野球やサッカー、吹奏楽など多くの学校で選択することができる集団での活動に支障が生じる可能性が高くなると考えております。

また、実施計画の策定の時期についてでございますけれども、この実施計画の基となります基本計画の策定から間もなく2年となるところでございまして、これからの社会を生き抜く力を育む魅力ある教育環境整備を早急に推進していくという、そういった必要性から、4月をめどに考えているところでございまして、財源の確保を目的としたものであるとの御指摘には当たらないものと考えております。

また、この高校改革の視点の一つといたしまして、不登校経験のある生徒を含めて、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会、アクセスを確保することが必要でありまして、こうした多様な生徒のニーズに対応できる学校を整備してまいりたいというふうに考えております。

引き続き、生徒一人一人の実態や学習ニーズに応じた教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○河村晃子君 議長……。

○副議長（山下智之君） 再々質問を許します。河村晃子君。

○河村晃子君 今、いろいろ御答弁がありましたが、まず、本郷処分場のことです。

生活環境の保全に配慮ができていないということで、認可したということがありましたけれども、そうはいえども、結局何が起きているかということ、稲作を諦めて農業の後継者まで断念させられて、今まできれいだっただけの水が汚れてしまっている。これが実際に起きていることなのです。農林水産に関わってこられた横田知事、このまま動かなくていいのでしょうか。農地

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

と命の水を取り戻すために、知事ができること、ぜひ権限をしっかりと行使していただきたいと思うのです。

先ほどから自然由来だとおっしゃっておりますけれども、不安の払拭を解消するのが重要だと知事がおっしゃったように、住民の皆さんが求めているのは科学的な根拠なのです。自然だから大丈夫だとか、前から高かったから大丈夫だとか、そういう何とかだろうでは困ることなのです。ぜひ水質検査、科学的な調査をしていただきたいと思います。立証していただきたいと思います。そして、地元住民に会って話を聞いて、現地をぜひ見ていただきたいと思うのです。ぜひこれは知事にお答えいただきたいと思います。

2つ目のことですが、神辺水呑線です。

渋滞解消を急ぐなら、やはり私は、既存道路の改良などに取り組むほうがよほど早く渋滞解消ができるかと思います。結局、2車線できると言いましたが、神辺水呑線はまだ橋脚の大きな道路の部分は予算に含まれていません。総事業費も分からない。福山道路も神辺水呑線も、完成時期も見通せない。そんな中で事業化しようとしているわけです。子供の医療費助成制度の拡充は、少子化対策のエビデンスがないと拡充を拒否しながら、根拠が乏しいのに道路建設には何百億円もの税金を投入すると。おかしいと思います。道路行政の在り方を見直して、もっと県民の暮らしと福祉充実を広げる広島県政となることを強く求めておきます。

それから、公益通報、虚偽文書についてですが、通報から4年も経過していますが、一体、調査にどれだけ時間をかけるのかと。人事異動してから、また報告されるのかなと思ってしまいます。公益通報した職員に対しても聞き取りはされているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

一連のことは組織的な問題です。組織のトップは知事です。副知事、それから当時の人事課長、場合によっては支所長も含めた管理職も責任を取ることが必要だと思いますけれども、どのように対応していこうとしているのか、検討状況をお答えいただきたいと思います。

それから、高校の統廃合ですが、先ほど学科が少なくなるとか、多様なニーズに応えるために高校の統廃合ということをおっしゃっていました。それは、現場から要望があった声なのでしょうか。私は、教育委員会が上から目線で、押しつけているようにしか思えません。福山市内のある保護者は、中学から不登校だった我が子は定時制高校に毎日夫婦で送迎して4年間通うことができたとおっしゃっていました。通える距離に高校があったからだということなのです。このように高校は地域の子供たちのとりでとしての役割を果たしているのです。

各地域に高校をなくすことは、子供たちの学ぶ権利を奪うことになってしまいます。どうお考えでしょうか。

それから、こども基本法は子供に関する政策を決める際、当事者の意見を聞き、計画に反映させるよう国や自治体に求めています。こども基本法、それから子どもの権利条約の立場を守るという認識は、県教委にあるのでしょうか。これは、計画が決定する前に、子供たちや地域から声をしっかりと聞いて検討しなくてはならないということなのです。決まってから子供た

令和8年2月26日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

ちの意見を聞くとか、2年前の基本計画があるから急いでとか、こういう話ではありません。どのようにお考えかお答えください。

それから、山口県は高校の統廃合計画を同じようにやっていますが、決める前のこの半年間で15回も住民説明会をしているそうなのです。広島県は、県民の声も聞かず、素案発表からたった2か月で都市部の学校の統廃合を決めようとしているのです。おかしくありませんか。各地域で住民説明会を行うことを求めます。お答えいただきたいと思います。憲法26条の学習権を保障するのが公教育の役目だと思うのです。

県は、この間、学校教育環境整備に力を入れず、トイレは和式のまま、古い校舎のまま、生徒がきれいな私立の高校を望むのは当然です。高校の無償化に乗じて私学誘導をあえてやっているのかと、県の教育予算を減らそうとしているのかと勝手に思っています。公教育の後退だと思います。統廃合は、住民合意のない統廃合はするべきではない、このことを改めて求めておきます。お答えください。

○副議長（山下智之君） 当局の答弁を求めます。環境県民局長信夫秀紀君。

【環境県民局長信夫秀紀君登壇】

○環境県民局長（信夫秀紀君） 複数部局にわたる御質問でございますが、私から代表してお答え申し上げます。

周辺住民や農家の皆様方が大変御心配に思われていることは承知しております。一方で、全て現状では環境基準に適合していることから、周辺住民への健康被害ですとか、農作物等への被害が生じる状況ではないものと考えてございます。

一方で、先ほど知事から御答弁申し上げましたとおり、県においては、昨年4月に当該処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立て処分の再開を認めて以降、浸透水及び地下水の行政検査や日名内川の水質調査の頻度を高めるなど、強化して実施しているところであり、引き続き、事業者による維持管理の徹底等は確実に履行されるよう監視等を行ってまいります。

また、鉛同位体比分析につきましては、先ほど知事が御答弁申し上げましたとおり、汚染源を特定するための手段として確立されていないことなどから実施する必要は、現在ではないと考えてございます。一方で、これまでも状況ごとに専門家の意見も踏まえながら対応してきたところでございまして、今後とも適時適切に専門家の知見、意見を踏まえて対応していきたいと考えております。

次に、本件処分場に係る直接の対応につきましては、これまで担当である環境県民局において適切な維持管理が行われるよう、事業者への監視指導を徹底するとともに、地域の皆様の不安が払拭されるよう、住民の皆様の御要望も含め、適宜知事に状況を報告しつつ、関係市とも連携して対応しているところであり、今後とも引き続き、同様に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○副議長（山下智之君） 総務局長杉山亮一君。

【総務局長杉山亮一君登壇】

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

○総務局長（杉山亮一君） 複数部局にまたがる質問でございますが、私から代表してお答えいたします。

まず、1点目、通報者の聞き取りを行ったのかという御質問でございますが、県といたしましては、通報者保護の観点から、通報者の推定につながるおそれがある情報は明らかにしていません。

公益通報事案につきましては、公益通報の事実認定のため、第三者である弁護士により、必要な聞き取り調査が行われたものと認識しております。

また、今後の、どう対応していくのかという御質問についてでございますが、先ほどの答弁とちょっと繰り返しになりますけれども、まず、公文書偽造の調査につきましては、先ほど土木建築局長から答弁ございましたように、速やかに1次調査を完了させていきたいということ、それから、公益通報の再発防止策につきましては、今回の第三者の調査報告書の指摘等も踏まえまして、検討を進めているところであり、公益通報の運用スキーム全体について速やかに整理してまいりたいと考えております。

○副議長（山下智之君） 教育長篠田智志君。

【教育長篠田智志君登壇】

○教育長（篠田智志君） 県立高校再編について、多様な学習のニーズの把握等について、まずお答えしますが、高校改革の視点の一つといたしまして、この実施計画の基となります基本計画を令和6年に策定したところでございますけれども、その策定過程、また、その策定後におきましても、不登校経験のある生徒を含め、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会、アクセスを確保することが求められておりまして、このたびの県立高等学校の再編整備計画素案におきましても、生徒の通学時間など、地理的アクセスに留意しつつ、現在の学校で行われている教育内容や支援体制を引き継ぎ、様々な分野に興味・関心ある生徒、多様な文化的背景を持つ生徒、学びづらさを感じている生徒など、多様な生徒のニーズに対応できる学校にすることとしております。

また、こども基本法第11条に、子供施策の策定実施評価に当たりましては、子供などの意見を反映させるために必要な措置を講じることが定められていると承知しております。今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画の素案につきましても、現在、パブリックコメントを実施しておりまして、子供たちにも将来の県立高等学校の姿について御意見を頂きたいというふうに考えております。

また、学校を支えていただいている地域の方々に対しましては、将来の子供たちにとって魅力ある教育環境としていくため、御要望に応じて、丁寧に説明を行い、御理解を得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。